

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第59号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第49条の7第1項第9号中「附則第7条第18項」を「附則第7条第16項」に改める。

附則第8項中「及び第3項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び第4項」を削る。

附則第9項中「及び第3項」を削る。

附則第10項及び第12項中「及び第4項」を削る。

附則第21項及び第22項を次のように改める。

21 条例附則第8条の2の5第9項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(i) 条例附則第8条の2の5第1項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項(同条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる場合にあつては、ウからカまでに掲げる事項を除く。)

ア 条例附則第8条の2の5第1項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨

イ 自動車の取得価額

ウ 自動車のエネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいう。)

エ 自動車の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。)

オ 内燃機関の燃料の種類

カ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第21条第8号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。第3号ウにおいて同じ。)、変速装置の方式及び構造

(2) 条例附則第8条の2の5第4項から第6項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

ア 条例附則第8条の2の5第4項から第6項までの規定の適用を受けようとする旨

イ 自動車の取得価額

ウ 乗車定員

(3) 条例附則第8条の2の5第7項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

ア 条例附則第8条の2の5第7項の規定の適用を受けようとする旨

イ 自動車の取得価額

ウ 自動車の車両総重量

22 前項第1号ウからカまで(条例附則第8条の2の5第1項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする自動車にエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第1号の乗用自動車である場合にあつては、前項第1号ウからオまで)、前項第2号ウ又は同項第3号ウに掲げる事項は、当該自動車に係る条例第53条若しくは第54条第1項の規定により提出された申告書又は当該申告書の提出以後に同条第2項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

附則第23項中「当該年度の自動車税の賦課期日において地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する」を削り、「国又は道が地方バス路線維持のため交付する補助金に係る」を「地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、知事が決定した地方バス路線維持に係る計画において定められた」に、「であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した」を「である」に、「バスとし、」を「バスのうち、」に、「から閏年」を「から閏年」に、「当該地方乗合バス事業者の当該年度の4月1日から同月7日までの期間における生活路線に係る走行キロ数を当該地方乗合バス事業者」を「当該バスの当該年度の4月1日から同月7日までの期間における生活路線に係る走行キロ数を当該バス」に、「が指定した」を「が認める」に改める。

附則第27項中「又は第3項から第5項まで」を「、第3項、第4項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。))又は第5項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。))」に改める。

附則第28項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第29項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「第49条の7第1項第13号」を「第49条の7第1項第14号」に、「同条第2項第5号」を「同条第2項第6号」に改める。

附則別記第4号様式(表)中

減免を受けようとするバスの数	一般乗合用バスの所有総数	③	台
	生活路線に係る走行キロ数	④	km
	全路線に係る走行キロ数	⑤	km
	補助対象期間(. . . ~ . . .)の日数	⑥	日
	減免を受けようとするバスの数③× $\frac{④}{⑤}$ × $\frac{⑥}{365}$	⑦	台

を

減免を受けようとするバスの数	生活路線の運行の用に供したバスの数	③	台
	一般乗合用バスの所有総数	④	台
	生活路線に係る走行キロ数	⑤	km
	全路線に係る走行キロ数	⑥	km
	補助対象期間(. . . ~ . . .)の日数	⑦	日
減免を受けようとするバスの数(記載要領6を参照)	⑧	台	

に、「⑧」を「⑨」に、「⑨」を「⑩」に、「⑩」を「⑪」に改め、同様式(裏)記載要領1中「生活交通路線維持費補助金及び準生活交通路線維持費補助金」を「国又は道が地方バス路線維持のため交付する補助金」に改め、同様式(裏)記載要領6中「⑧欄及び⑨欄」を「⑨欄及び⑩欄」に、「⑩の」を「⑪の」に、「⑦」を「⑧」に、「⑩欄」を「⑪欄」に改め、同様式(裏)記載要領6を同様式(裏)記載要領7とし、同様式(裏)記載要領5を削り、同様式(裏)記載要領4中「⑥欄」を「⑦欄」に改め、同様式(裏)記載要領4を同様式(裏)記載要領5とし、同様式(裏)記載要領5の次に次の記載要領を加える。

6 ⑧欄は、次の(1)又は(2)の算式(当該(1)又は(2)の算式のうち、補助対象期間が閏年の前年の10月1日から閏年の9月30日までの間である場合にあっては、「365」とあるのは「366」とする。)により算出した数(当該算出した数に1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。)のいずれか小さい方の数を記載すること。

(1) $③ \times \frac{⑦}{365}$

(2) $④ \times \frac{⑤}{⑥} \times \frac{⑦}{365}$

附則別記第4号様式(裏)記載要領3中「④欄及び⑤欄」を「⑤欄及び⑥欄」に改め、「(生活交通路線及び準生活交通路線をいう。)」を削り、同様式(裏)記載要領3を同様式(裏)記載要領4とし、同様式(裏)記載要領2中「③欄」を「④欄」に改め、同様式(裏)記載要領2を同様式(裏)記載要領3とし、同様式(裏)記載要領1の次に次の記載要領を加える。

2 ③欄は、補助対象期間において生活路線(地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、知事が決定した地方バス路線維持に係る計画において定められたバス路線で、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が10以上150以下であるものをいう。)の運行の用に供した一般乗合用バスの数を記載すること。

別記第6号様式の6その3中 「 鉱業法施行規則第4条の2の規定による試掘鉱区における試掘権の存続

証明書の交付を請求します。

る採掘権の設定の出願のため、上記について納税 「 鉱業法施行規則第4条の2(同令期間の延長の申請を22条の4第3項において準用する場合の延長の申請のため、上記に

第20条第4項(同令第22条の8において準用する場合を含む。)及び第(同令第22条の8において準用する場合を含む。)の規定による試掘鉱区における採掘出願又は試掘権の存に改める。について納税証明書の交付を請求します。

別記第61号様式の2(表)中

時軽限減的措施	を	エコ減力税	に、	低燃費車特例
				記載要領2を参照

を

中古車特例	構造	低公害車特例
受・否	記載要領2を参照	A・B 記載要領4を参照

に、

に改め、同様式(裏)を次のように改める。

構造	バリアフリー、ASV特例
A・B・B1・B2	受・否 記載要領4を参照

記載要領

1 「エコカー減税」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること）。

- (1) 電気自動車、天然ガス自動車（21年排出ガス10パーセント低減）（非課税） 1
- (2) プラグインハイブリッド自動車（非課税） 2
- (3) 低排出ガスディーゼル乗用車（非課税） 3
- (4) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費+20パーセント（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費+50パーセント）達成ガソリン車（乗用車、2.5トン以下バス・トラック）（非課税） 4
- (5) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費+38パーセント）達成ガソリン車（乗用車、2.5トン以下バス・トラック）（1/4税率） 5
- (6) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費基準（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費+25パーセント）達成ガソリン車（乗用車、2.5トン以下バス・トラック）（1/2税率） 6
- (7) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税） A
- (8) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費+5パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1/4税率） B
- (9) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1/2税率） C
- (10) 17年排出ガス50パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1/4税率） E
- (11) 17年排出ガス50パーセント低減かつ27年度燃費+5パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1/2税率） F
- (12) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税） H
- (13) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費+5パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1/4税率） K
- (14) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1/2税率） L
- (15) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1/4税率） M
- (16) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1/2税率） N
- (17) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（非課税） P
- (18) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費+5パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（1/4税率） R
- (19) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（1/2税率） T
- (20) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（1/4税率） U
- (21) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（1/2税率） W

2 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記1(1)～(11)、(17)～(21)のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「1/4税率」は「30万円控除」に、「1/2税率」は「15万円控除」に読み替える。また、(17)～(21)については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。）。

3 「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、上記1の(4)～(21)のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7トン超3.5トン以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち(2)に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。

- (1) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- (2) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- (3) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

4 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。）。

- (1) ノンステップバス（1,000万円控除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除）・・・・・・ 2
- (3) リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除）・・・・・・ 3
- (4) ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除）・・・・・・・・・・ 4
- (5) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（8トン超22トン以下トラック）（350万円控除）・・・・・・ 5
- (6) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（22トン超トラック、13トン超けん引車）（350万円控除）・・ 6

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別記第6号様式の6その3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。